



IV よくある質問

Q1 対象は同性のパートナーだけですか。

A 同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。また、セクシュアル・マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q2 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A 宣誓や、宣誓書受領証・宣誓書受領カード等の交付には、費用は発生しません。ただし、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q3 パートナーシップ宣誓証明制度と法律婚はどう違いますか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等さまざまな権利・義務が発生しますが、本制度は、法的な効力はありません。
また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか。

A プライバシー保護のため個室をご用意することが可能です。事前予約の際に「個室希望」とお申し出ください。ただし、部屋の空き状況により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご了承ください。

Q5 郵便やメールでも宣誓書を受け付けてもらえますか。

A 郵便やメールでは受付できません。お二人で窓口にお越しいただき、ご本人様に意思確認をしたうえで、その場で宣誓書に記入していただきます。

Q6 他の人に代理で宣誓してもらうことは可能ですか。

A 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人でお越しください。

Q7 宣誓書の記入は代筆でもよいですか。

A 障害や手の怪我など、文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q8 同居していなくても宣誓できませんか。

A 同居していなくても宣誓できます。



Q9 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

A パートナーシップの宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。

Q10 成年に達した者とは何歳以上ですか。

A 18歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となりました。

Q11 通称名を使用できますか。

A 通称名でも宣誓することができます。その際には確認書に戸籍上の氏名を記載していただきますが、宣誓書受領証と宣誓書受領カードには「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。ただし、社会生活の中で通称名を日常的に使用していることが分かるもの（2種類）が必要です。（P6「通称名を使用する場合」参照）

Q12 外国籍の人でも宣誓できますか。

A 外国籍の人でも宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書（独身証明書）など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書（独身証明書）等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q13 養子縁組していても宣誓できますか。

A パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。

Q14 受領証は、いつ交付されますか。

A 宣誓書受領証と宣誓書受領カードは、宣誓の日から一週間以内に交付されます。後日、本人が確認できるもの（P5「本人が確認できるもの」参照）を持ってきていただき、市民活躍・男女共同参画課の窓口で交付します。

なお、お1人でいらっしゃってもお2人分受け取ることができます。

Q15 宣誓書受領証は再交付してもらえますか。

A 紛失したり、汚したりした場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してください。

（P7「宣誓書受領証等を紛失・汚損した場合」参照）



Q16 宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することはできますか。

A パートナーシップ宣誓書受領証等変更届書に宣誓書受領証と宣誓書受領カードを添付してご提出していただければ、記載されている内容を変更して交付します。
(P 7「宣誓書受領証等に記載している氏名に変更があった場合」参照)

Q17 パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか。

A パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

Q18 市外に転出する場合はどうすればよいですか。

A 2人とも市外に転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

Q19 死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。

A 返還していただく必要はありません。ただし、亡くなられた後に再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

Q20 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。

A 一緒にパートナーシップの宣誓をした人と結婚した場合は返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届により、新たに宣誓書受領証と宣誓書受領カードを発行することはできません。

なお、一緒に宣誓した人とは別の人と結婚する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書を提出し、宣誓書受領証と宣誓書受領カードを返還してください。

Q21 受領証に有効期限はありますか。

A ありません。本制度は、市として宣誓書を受領した事実を証明するものであるため、また、法律上の効果が発生するものではありませんので、受領証自体に有効期限はありません。

Q22 宣誓書受領証はどのように利用するのですか。

A 受領証の提示により一定の範囲で婚姻関係や事実婚に準じた取り扱いが行われるサービスがございます。詳しくはサービス提供者にご確認ください。